

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2021年10月1日改定）

■mijica 会員規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>mijicaマイナポイント特約</p> <p>第3条（マイナポイント付与の要件及び方法）</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 第1項の付与対象期間は、対象者が本サービスの申込みを行った日と2020年9月1日のいずれか遅い日から、2021年<u>9月30日</u>までの期間をいいます。</p> <p>4～5（略）</p> <p>6 マイナポイントは、原則として、マイナポイント付与の対象となる対象行為以後、一又は複数の前払又は物品等の購入に係る合計値が付与の対象となる最小単位に達した後、2021年11月30日までの範囲で対象キャッシュレス決済事業者が定める時期に付与されます。</p> <p>7（略）</p>	<p>第3条（マイナポイント付与の要件及び方法）</p> <p>1～2（同左）</p> <p>3 第1項の付与対象期間は、対象者が本サービスの申込みを行った日と2020年9月1日のいずれか遅い日から、2021年<u>12月31日</u>までの期間をいいます。</p> <p>4～5（同左）</p> <p>6 マイナポイントは、原則として、マイナポイント付与の対象となる対象行為以後、一又は複数の前払又は物品等の購入に係る合計値が付与の対象となる最小単位に達した後、<u>2022年2月28日</u>までの範囲で対象キャッシュレス決済事業者が定める時期に付与されます。</p> <p>7（同左）</p>
<p>(別紙)mijicaのマイナポイントの取扱いについて</p> <p>2 本特約第3条第1項及び第5項に定める申込期間、申込方法並びにマイナポイント付与の方法及び対象行為は、それぞれ次のとおりとします。</p> <p>① 本サービスの申込期間 2020年9月1日から2021年<u>9月30日</u>まで</p> <p>②～③（略）</p>	<p>2 本特約第3条第1項及び第5項に定める申込期間、申込方法並びにマイナポイント付与の方法及び対象行為は、それぞれ次のとおりとします。</p> <p>① 本サービスの申込期間 2020年9月1日から2021年<u>12月31日</u>まで</p> <p>②～③（同左）</p>

■ゆうちょPay利用規約

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>ゆうちょPayマイナポイント特約</p> <p>3 マイナポイント付与の要件及び方法</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 第1項の付与対象期間は、対象者が本サービスの申込みを行った日と2020年9月1日のいずれか遅い日から、2021年<u>9月30日</u>までの期間をいいます。</p> <p>(4)～(5)（略）</p> <p>(6) マイナポイントは、原則として、マイナポイント付与の対象となる対象行為以後、一又は複数の前払又は物品等の購入に係る合計値が付与の対象となる最小単位に達した後、<u>2021年11月30日</u>までの範囲で対象キャッシュレス決済事業者が定める時期に付与されます。</p> <p>(7)（略）</p>	<p>3 マイナポイント付与の要件及び方法</p> <p>(1)～(2)（同左）</p> <p>(3) 第1項の付与対象期間は、対象者が本サービスの申込みを行った日と2020年9月1日のいずれか遅い日から、2021年<u>12月31日</u>までの期間をいいます。</p> <p>(4)～(5)（同左）</p> <p>(6) マイナポイントは、原則として、マイナポイント付与の対象となる対象行為以後、一又は複数の前払又は物品等の購入に係る合計値が付与の対象となる最小単位に達した後、<u>2022年2月28日</u>までの範囲で対象キャッシュレス決済事業者が定める時期に付与されます。</p> <p>(7)（同左）</p>
<p>(別紙)ゆうちょPayのマイナポイントの取扱いについて</p> <p>2 この特約第3条第1項及び第5項に定める申込期間、申込方法並びにマイナポイント付与の方法及び対象行為は、それぞれ次のとおりとします。</p> <p>① 本サービスの申込期間 2020年7月1日から2021年<u>9月30日</u>まで</p> <p>②～③（略）</p>	<p>2 この特約第3条第1項及び第5項に定める申込期間、申込方法並びにマイナポイント付与の方法及び対象行為は、それぞれ次のとおりとします。</p> <p>① 本サービスの申込期間 2020年7月1日から2021年<u>12月31日</u>まで</p> <p>②～③（同左）</p>

■記名国債振替預入規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>2 記名国債の元利金の振替預入の取扱い</p> <p>(1) このサービスを受けようとするときは、直近の支払開始日の1か月前までに当行所定の書類に氏名その他必要事項を記入し、<u>届出印を押印のうえ</u>、記名国債証券及び通常貯金の通帳（第8条第1項及び第2項において「通帳」といいます。）を添えて、記名者が元利金の支払を受ける本支店等としてあらかじめ指定した本支店等（第7条並びに第8条第1項及び第2項において「支払店等」といいます。）に提出してください。</p> <p>(2)（略）</p>	<p>2 記名国債の元利金の振替預入の取扱い</p> <p>(1) このサービスを受けようとするときは、直近の支払開始日の1か月前までに当行所定の書類に氏名その他必要事項を記入し、<u>当行所定の本人確認書類を提示のうえ</u>、記名国債証券及び通常貯金の通帳（第8条第1項及び第2項において「通帳」といいます。）を添えて、記名者が元利金の支払を受ける本支店等としてあらかじめ指定した本支店等（第7条並びに第8条第1項及び第2項において「支払店等」といいます。）に提出してください。</p> <p>(2)（同左）</p>
<p>7 保管証書の再交付</p> <p>保管証書を失ったとき又は保管証書が汚染し若しくはき損したときは、当行所定の書類に記名し、<u>届出印を押印のうえ</u>、保管証書（保管証書を失</p>	<p>7 保管証書の再交付</p> <p>保管証書を失ったとき又は保管証書が汚染し若しくはき損したときは、当行所定の書類に記名し、<u>当行所定の本人確認書類を提示のうえ</u>、保管証</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2021年10月1日改定）**

改定前	改定後
った場合を除きます。)を添えて支払店等に提出してください。この場合、元の保管証書は、これを使用することはできません。	書（保管証書を失った場合を除きます。）を添えて支払店等に提出してください。この場合、元の保管証書は、これを使用することはできません。
<p>8 記名国債の元利金の振替預入の廃止</p> <p>(1) このサービスを廃止しようとするときは、当行所定の書類に氏名その他必要事項を記入し、<u>届出印を押印のうえ</u>、保管証書及び通帳を添えて支払店等に届け出てください。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>8 記名国債の元利金の振替預入の廃止</p> <p>(1) このサービスを廃止しようとするときは、当行所定の書類に氏名その他必要事項を記入し、<u>当行所定の本人確認書類を提示のうえ</u>、保管証書及び通帳を添えて支払店等に届け出てください。</p> <p>(2)～(3) (同左)</p>
<p><u>9 印鑑照合</u></p> <p><u>諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社は責任を負いません。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>10 通知等</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>9 通知等</u></p> <p>(同左)</p>
<p><u>11 規定の適用</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>10 規定の適用</u></p> <p>(同左)</p>
<p><u>12 規定の改定</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>11 規定の改定</u></p> <p>(同左)</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2020年4月1日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p><u>1</u> この改正規定は、<u>2021年10月1日</u>から実施します。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2</u> (1) <u>2021年4月1日</u>において既に発行が開始されている記名国債については、<u>第2条、第7条及び第8条中の「当行所定の本人確認書類を提示のうえ」とあるのは「届出印を押印のうえ」と読み替えるものとします。</u></p> <p><u>(2) 2021年4月1日</u>において既に発行が開始されている記名国債について、<u>諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社は責任を負いません。</u></p>

以 上